

決算常任委員会総括質疑順位

令和4年（2022年）10月31日

発言時間（答弁時間を含む）

- | | | | |
|---|-------|-------------|-------|
| 1 | 玉井美樹子 | （日本共産党） | 60分以内 |
| 2 | 井上真佐美 | （公明党） | 60分以内 |
| 3 | 井口直美 | （大阪維新の会・吹田） | 20分以内 |
| 4 | 五十川有香 | （市民と歩む議員の会） | 30分以内 |

令和4年10月
決算常任委員会

発 言 通 告 書

2022年 10月 25日

吹田市議会決算常任委員会委員長 泉井 智弘 様

会 派 名 日本共産党

吹田市議会決算常任委員会委員 玉井 美樹子

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<ul style="list-style-type: none">・保健所職員の配置と働き方、夜間携帯電話等について【総務部・健康医療部・副市長・市長】・保健所関連におけるコロナでの縮小、とりやめの影響について【健康医療部・副市長・市長】・保育、福祉人材確保について【児童部・福祉部・都市魅力部・副市長・市長】・生活福祉室ケースワーカーの配置、ホームレス巡回相談支援などについて【福祉部・市長】・留守家庭児童育成室の民間委託等について【副市長・市長】	

備考・発言通告書の提出期限は、10月25日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和4年10月
決算常任委員会

発言通告書

令和4年10月25日

吹田市議会決算常任委員会委員長 泉井 智弘 様

会 派 名 公 明 党

吹田市議会決算常任委員会委員 井上 真佐美

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	

1. 消防事業について【消防本部・市長】
2. 人事管理事業について【総務部・市長】
3. 安心安全事業について【総務部・市長】
4. 情報システム運用事業について【行政経営部・市長】
5. 地区公民館について【地域教育部・市長】
6. 令和3年度のキャッシュレス決済ポイント還元事業について【都市魅力部・市長】
7. がん検診の受診率向上について【健康医療部・学校教育部・市長】
8. 妊娠・出産包括支援事業について【学校教育部・市長】
9. 複数部局にまたがる事業について【市長】
10. 自転車駐車場について【市長】

備考・発言通告書の提出期限は、10月25日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和4年10月
決算常任委員会

発言通告書

令和4年 10月 25 日

吹田市議会決算常任委員会委員長 泉井 智弘 様

会 派 名 大阪維新の会・吹田

吹田市議会決算常任委員会委員 井口 直美

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
1, 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、保健所の人員体制強化にかかった兼務職員の効果についてを問う【総務部、市長】	
2, 市が徴収すべき各種税金、保険料、使用料金等の徴収率の改善、滞納への対応についてを問う【健康医療部、都市計画部、その他該当部署、市長】	

備考・発言通告書の提出期限は、10月25日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

発言通告書

2022年 10月 25日

吹田市議会決算常任委員会委員長 泉井 智弘 様

会 派 名 市民と歩む議員の会

吹田市議会決算常任委員会委員 五十川 有香

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>1. 市への寄付金及び市長等特別職との面会の取扱い等について【総務部・教育委員会・副市長】</p> <p>2. 令和3年度一般会計予算の一律8%減を受けた執行状況について（学校配分予算の減を受けて）【行政経営部・副市長・教育長】</p> <p>3. 令和3年度の土木・建築事業等における障がい当事者の声を聞く手法の有無、「バリアフリー吹田市民会議」の開催の有無とその判断等について（主な土木、建築事業：豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫の設計業務、山田こども園の整備、江坂駅のエレベーター設置、山田三ツ辻交差点の安全対策、南吹田駅周辺緑化重点地区における公園等の再整備、千里丘朝日が丘線の整備、上の川遊歩道の整備、勤労者会館大規模改修工事等）【該当部署、福祉部、副市長】</p> <p>4. 教育指導費の不用額の理由が予算提案時にすでにその事実（オオサカイングリッシュビレッジの閉鎖）が判明していたにもかかわらず現行のままの執行となった件について【学校教育部・行政経営部・副市長】</p> <p>5. 学校のエレベーター設置について、避難所という観点からの現状認識等について【危機管理室・都市計画部】</p> <p>6. 小中学生の不登校支援策として各部署連携した対応の状況について【児童部・福祉部・地域教育部・市民部等関連部署・副市長】</p> <p>7. 窓口委託業務等の偽装請負の防止対策等について【関連部署・副市長】</p> <p>8. 市民からの行政サービスに対する苦情や調査を行う体制について【副市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月25日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。